

令和7年5月26日 から



盛土規制法の運用を開始します

令和5年5月26日に「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)が施行されました。

本市では、令和7年5月26日に市全域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、盛土規制法の運用を開始します。

令和7年5月26日から、以下の「許可対象となる盛土等の規模」に示す工事を行う場合は、工事に着手する前に、盛土規制法に基づく**許可**が必要です。

また、下記の「許可対象となる盛土等の規模」で、令和7年5月25日以前に着工し、令和7年5月26日以降も工事を行う場合は、令和7年5月26日～6月16日までの間に、盛土規制法に基づく**届出**が必要です。

許可対象となる盛土等の規模

土地の形質の変更(盛土・切土)

例) ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設のための盛土・切土 など

要件	①盛土で 高さ が 1m超 の崖*を生ずるもの	②切土で 高さ が 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、 高さ が 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で 高さ が 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土または切土をする土地の 面積 が 500㎡超 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

*「崖」…地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの

一時的な土石の堆積

例) ●土石のストックヤードにおける仮置き など

要件	⑥最大時に堆積する 高さ が 2m超 かつ 面積 が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する 面積 が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

盛土規制法に関するウェブサイト

国土交通省ホームページ▶



※詳細は市ホームページをご確認ください。

川口市 盛土規制法

検索

市ホームページ▶



問い合わせ…開発審査課 ☎048-242-5319 FAX048-285-2003